

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する

移動

開催日:1日目

平成21年第7回愛荘町議会臨時会

1日目(平成21年11月20日)

開会:午後1時00分 閉会:午後1時56分

議会日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第80号 愛荘町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第81号 愛荘町特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第82号 愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第83号 愛荘町立郷土の偉人館・西澤眞藏記念館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第84号 契約の締結につき議決を求めることについて |
| 日程第 8 | 議案第85号 契約の締結につき議決を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第86号 財産の取得につき議決を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第87号 財産の取得につき議決を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第88号 平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第12 | 議案第89号 平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第90号 平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第14 | 議案第91号 平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第92号 平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号) |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程に同じ

出席議員(15名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 珠久清次
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 久保田九右衛門
- 9番 森 隆一
- 10番 吉岡あみ子
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 竹中秀夫

欠席議員(1名)

- 11番 森野榮次郎

◎開会の宣告

○議長(竹中秀夫君)平成21年第7回愛荘町議会臨時会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

一雨ごとに寒さが増すようになりました今日この頃、議員各位にはお忙しい中、本臨時会にご出席いただき、高壇からではございますが、厚くお礼を申し上げます。また、先の栃木県那珂川町との議会議員交流研修会にご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本臨時会は、議案14件について、ご審議をいただくこととなっております。よろしくお願い申し上げます。開会にあたりましてのあいさつといたします。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

よって、平成21年第7回愛荘町議会臨時会は成立しましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(竹中秀夫君)これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(竹中秀夫君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(竹中秀夫君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、13番、瀧すみ江君、14番、水野清文君を指名します。

◎会期の決定

○議長(竹中秀夫君)日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日のみと決定しました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第3議案第80号、愛荘町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長西川都々子君登壇〕

○総務課長(西川都々子君)それでは、議案第80号、愛荘町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、説明資料の1ページと2ページをお開きいただきたいと思います。改正理由につきましては、去る8月11日に人事院が国家公務員の今期ボーナスを0.35月分引き下げる勧告を行ったことなどを受けまして、関係条例の改正を行うものでございます。

また、本年度月例分にかかる民間との格差分0.22%を解消するため、月例給の引き下げの改定ならびに自宅にかかる住居手当は廃止するものとなります。なお、既に支給した給料の格差分については、12月期の期末手当の額で減額調整を行うものでございます。

平成21年12月に支給する期末手当および勤勉手当にかかる所要の改正ならびに6月期凍結分にかかる所要の改正、俸給月額引き下げならびに住居手当の廃止にかかる所要の改正、また既に支払い済みの月例給につきまして、遡及して減額調整を行うことにかかる所要額の改正を行うものでございます。

1ページの方は骨子をあげておりますので、ご覧いただきたいと思います。まず、民間格差でございますけれども、人事院の調査におきまして、今年度4月分給与を調査いたしましたところ、公務員と民間ベースの差異が、月例給でございますけれども863円、率でございます0.22%でございます。ボーナスにおきましては、民間が4.17月、公務の方につきましては4.5月ということでございます。改定内容につきましては、俸給につきましては、若年層を除きまして、すべての俸給月額について引き下げるものでございます。平均改定率は0.2%の減額でございます。住居手当につきましては自宅にかかる住居手当、月額2,500円でございますが、それについて廃止するものでございます。

また、期末勤勉手当の支給割合の引き下げの方でございますけれども、4.5月分を4.15月分、年間でございますけれども、引き下げをさせていただくことといたします。6月期の期末手当におきましては1.4月分を1.25月、12月期におきましては1.6月を1.5月、勤勉手当につきましては、6月期・12月期とも0.75月を0.7月とするものでございます。年間0.35月分引き下げを行うものでございます。

議案の方の1ページをご覧いただきたいと思います。愛荘町職員の給与に関する条例の一部改正の14条の件でございますけれども、それにつきましては、住居手当の廃止に伴います所要の整理を行っております。

22条につきましては、期末手当の率の変更でございます。100分の160を100分の150、23条につきましては、勤働手当の率100分の75を100分の70に改めるものでございます。

別表第1、2ページから10ページに移りますけれども、これにつきましては、行政職の給与表の新旧の給与表をここにあげさせていただいたものでございます。それから、22条につきましては、6月期凍結分にかかる支給割合の改正を行ったものでございます。23条につきましては、期末手当の改正でございます。

付則につきましては、これにつきましては、給与の切り替え等に伴う経過措置、減給補償に伴う対象者にかかる減額の改正でございます。付則につきましては、この付則については、この条例は公布の月の属する、翌日の初日、すなわち12月1日から施行させていただくものでございます。ただし、第2条、6月期の期末手当の関係ですけれども、これにつきましては平成22年4月1日から施行させていただくものでございます。そして、平成21年12月支給する期末手当に関する特別措置といたしまして、これについては調整額、減じた額とするものでございます。

項詳細について記載させていただきましたもので、ちょっと省かせていただくものでございます。以上、棒給引き下げとして、平均0.2%の引き下げをさせていただくものでございます。慎重にご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。愛荘町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に反対をいたします。

理由としては、この条例改正が経済事情を鑑みて条例等、給与に関する条例を改正するという趣旨で提案をされています。そうした中で、当然、私は特別職の扱いとは区別して考えています。今回のこの改正は、町職員若年層については減額改正をしないという配慮はされています。しかし、生活の安定という観点から見れば、やはり30万円とか、そうしたところまでの配慮が現実になされていない、踏み込めていないということが、1つ言えると思います。

こうした民間と公務員との格差の是正ということがたびたび言われるわけですが、しかし、今日の経済事情が昨年の9月に起こった、そうした問題が端を発しているとは言え、しかし、現実の経済効果というのは、消費購買力をどう高めるかというところに大きな課題があるわけです。

そうした下で、町職員の給与、そうしたものを引き下げていくということは、逆に経済効果を引っばるということにつながるわけです。今一番問われていることは、やはり労働法の改正、要するに不安定就労者をなくしていくということで、国民の全体の就労状況を守り、労働環境を整備していくということが、求められているわけです。残念ながら、そうした国民の労働就労状況に安定化させるというところに逆行している、そうした形態が本町にも導入されているわけです。

こうした形態そのものを是正していくということによって、町の職員の生活給与の引き下げということでの均衡化を図っていくものではないということを目指したいと思っております。

すなわち、やはり、この改正が今言いましたように、労働法の改正をまずは行って、この経済の悪循環を絶ち切っていくという手立てがなんとしても必要であるということを訴え、同時にこの条例改正が町民の生活の安定および経済効果への逆流になっていくということ指摘して、反対討論といたします。

○議長(竹中秀夫君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)これで討論を終わります。

愛荘町立郷土の偉人館・西澤真藏記念館の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

記といたしまして、

1、公の施設の所在地および名称

(1) 所在地愛荘町野々目72番地3

(2) 名称愛荘町立郷土の偉人館・西澤真藏記念館

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

(1) 所在地愛荘町野々目

(2) 名称野々目自治会

(3) 代表者野々目区長職務代理人門田昌敏

3、指定の期間平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間でございます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第83号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第83号、愛荘町立郷土の偉人館・西澤真藏記念館の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決しました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第7議案第84号、契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)議案第84号、契約の締結につき議決を求めることについてご説明を申し上げます。次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

契約の目的平成21年度工事第3号、愛知中学校校舎増築および空調改修工事(給排水冷暖房設備)工事の関係でございます。

契約の方法一般競争入札

契約金額でございます変更前金5,800万7,250円、変更後金6,819万6,450円

契約の相手方住所滋賀県野洲市小篠原2097番地3

氏名株式会社北中工業代表取締役北中良樹

でございます。どうぞよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。
これより、議案第84号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第84号、契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決しました。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第8議案第85号、契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監西沢文博君登壇〕

○農林建設主監(西沢文博君)議案第85号、契約の締結につき議決を求めることについて説明をさせていただきます。

議案書は16ページでございます。よろしく申し上げます。次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。議決をお願いするものでございます。

契約の目的でございます。平成21年度工事第45号愛知川東面整備工事(国8長野東工区)でございます。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

契約金額1億515万7500円でございます。

契約の相手方住所滋賀県守山市守山6丁目1番65号

氏名ヤスタエンジニアリング株式会社滋賀営業所

所長山田隆昭

でございます。よろしく申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。
これより、議案第85号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第85号、契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決しました。

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第85号、契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第9議案第86号、財産の取得につき議決を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)議案第86号、財産の取得につき議決を求めることについてご説明を申し上げます。次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものでございます。

取得の目的平成21年度物品第55号、愛荘町立学校等ICT環境整備事業(地上デジタル放送対応)の機器の購入でございます。

取得の方法は、指名競争入札

取得金額金2,299万5,000円

取得の相手方住所滋賀県彦根市芹川町593番地の1

氏名アケボノ特機株式会社

代表取締役安井満雄

どうぞご審議をよろしくお願いしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第86号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第86号、財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決しました。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第10議案第87号、財産の取得につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)議案第87号、財産の取得につき議決を求めることについてをご説明申し上げます。次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものでございます。

より。
取得の目的平成21年度物品第58号、愛荘町立学校等ICT環境整備事業(コンピュータ整備)の関係でございます。

取得の方法は、指名競争入札

取得金額金7,906万5,000円

取得の相手方住所滋賀県東近江市五個荘梁瀬町11番地の3

氏名藤野商事株式会社

代表取締役藤野滋

よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第87号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第87号、財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決しました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第11議案第88号、平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第88号、平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)につきまして説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ594万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億3,729万7,000円とするものでございます。第2条につきましては、地方債の補正でございます。

22ページをご覧くださいと思います。第2表地方債の補正でございます。合併特例債事業でございます。補正前1億7,370万円、補正後につきましては360万円を追加いたしまして、1億7,730万円とするものでございます。

次に、事項別明細は、24ページからでございます。

まず、歳入につきましては、国庫負担金保険基盤安定負担金14万3,000円の追加、障害者自立支援給付費負担金200万円の追加でございます。

国庫補助金の関係については、地域生活支援事業補助金27万3,000円の追加、次に子育て応援特別手当交付金ならびに事務交付金、これにつきましては2,700万円、194万7,000円につきまして、ともに執行停止により減額をするものでございます。遺跡発掘調査費補助金50万円の減でございます。

次に、歳入負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担金100万円の追加、次に、県補助金地域生活支

事業補助金13万6,000円の追加、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金203万1,000円の追加でございます。森林整備地域活動支援交付金40万円の追加、遡跡発掘調査費補助金25万円の減額。次に、委託金につきましては、全国消費実態調査交付金21万1,000円の減額、それから、国勢調査交付金4万4,000円の減額、経済センサス交付金3,000円の追加、人口動態調査事務交付金5,000円の追加、それから全国瞬時警報システム整備交付金682万4,000円の追加でございます。

次に、基金繰入金減債基金繰入金としまして222万9,000円の追加、前年度繰越金につきましては536万6,000円を追加をいたしました。

町債につきましては、合併特例債360万円の追加でございます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費といたしまして、土地取得造成事業特別会計繰出金222万9,000円の追加、それから電算機器修繕といたしまして37万円の追加でございます。

次に、統計調査費の関係でございます。こちらの方につきましては県委託金の交付決定によりまして、それぞれ予算更正をさせていただいたものでございます。

次に、社会福祉費につきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金1,289万2,000円の追加でございます。障害福祉費の関係でございますが、障害者外出支援の委託料といたしまして54万6,000円の追加、扶助費の補装具費につきましては400万円の追加、それから、前年度の補助金の返還金といたしまして542万1,000円の追加でございます。

次に、福祉センター費といたしましては、けんこうプールの改修工事からプールのカバーシート購入に予算更正をさせていただいたものでございます。

次に、療養給付費広域連合の負担金精算594万2,000円の減額、それから、後期高齢者医療事業特別会計繰出金95万7,000円の追加でございます。

次に、児童福祉費の関係につきましては、課目合計合わせまして2,894万7,000円の減額でございます。子育て応援特別手当につきましては、これら執行停止とされたもので全額減額にするものでございます。

次に、保健衛生費の予防費、新型インフルエンザ予防接種助成金802万9,000円を追加計上させていただいたものでございます。これにつきましては、新型インフルエンザワクチン接種実施要領に定める優先接種対象者のうち、生活保護世帯および町民税非課税世帯について、県補助を一部充当し、費用の全額を助成をするものでございます。約440人分、270万9,000円を見込んだものでございます。

また、優先接種対象者のうち妊婦、基礎疾患を有する者、1歳から小学3年生までに相当する者、1歳未満の子の保護者について、町単独におきまして接種1回につき1,000円を助成をするものでございます。約2,660人分、532万円を追加させていただいたものでございます。

次に、32ページ、農林水産業費林業費では、森林整備地域活動支援交付金40万円の追加、それから、道路橋梁費につきましては、県道の単独道路改良事業地元負担金742万9,000円の減額、それから、道路改良に伴います移転補償379万9,000円の追加でございます。

次に、交通安全対策費につきましては、入札差それから借地の関係に伴いまして、合わせまして480万円の減額でございます。

河川費につきましては、浚渫工事といたしまして480万円を追加をいたしております。

都市計画費につきましては、生活環境整備対策事業補助金といたしまして866万8,000円の減額。

次に、消防費につきましては、全国瞬時警報システムの購入費用といたしまして682万4,000円を追加をいたしております。

次に、中学校費につきましては、愛知中学校の修繕料といたしまして15万円を追加をいたしております。

次に、社会教育費の文化財保護費につきましては、事業の精算をさせていただいて100万円、合わせまして100万円の減額でございます。

次に、ハーティーセンターの施設修繕料、空調関係でございますが、25万2,000円の追加をいたしました。

次に、博物館費につきましては、郷土の偉人館の指定管理に伴いまして、課目内の予算更正をさせていただいたものでございます。

最後、36ページにつきましては、愛知川武道館の屋根の改修に伴いまして工事設計委託料として42万1,000円を追加させていただいたものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第88号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第88号、平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決しました

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第12議案第89号、平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第89号、平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)につきまして説明させていただきます。

第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ222万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,906万4,000円とするものでございます。

事項別明細の方ですが、40ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入につきましては、一般会計から繰り入れをさせていただくために222万9,000円を追加させていただきました。

歳出の公債費につきましては、公共用地先行取得等事業債の起債を起しております。これを繰上償還させていただくために、元金の方といたしましては278万2,000円の追加をさせていただきました。

また、償還利子の方につきましては、年度当初に全額見ておりましたので、繰上償還の関係で逆に55万3,000円を減額するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第89号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

これより、議案第89号を採決します。本議は、原案のとおり決することに賛成し諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第89号、平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決しました。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第13議案第90号、平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監福田俊男君登壇〕

○住民福祉主監(福田俊男君)議案書の41ページをお開きいただきたいと思います。議案第90号、平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)をご説明させていただきます。

平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,090万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,851万6,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にご説明させていただきますので、45ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算につきましては、療養給付費等の増加および実績によります国庫負担金精算による超過交付金の返還などによります歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

まず、歳入でございますが、国庫支出金国庫負担金につきましては、一般被保険者医療費等の増によりまして、療養給付費等負担金2,508万5,000円の追加、高額医療費共同事業負担金545万5,000円の追加、合わせて3,054万円の追加。

国庫補助金につきましては、普通調整交付金35万4,000円の追加、新たに介護報酬の引き上げによります介護納付金の上昇に伴いまして、介護従事者処遇改善臨時特例交付金132万5,000円の追加、合わせて167万9,000円の追加でございます。

療養給付費交付金につきましては、退職者医療費等の減によりまして2,155万4,000円の減。

46ページでございます。前期高齢者交付金につきましては2,082万1,000円の追加、県支出金県負担金高額医療費共同事業負担金545万5,000円の追加、県補助金財政調整交付金といたしまして、普通調整交付金468万3,000円の追加、共同事業交付金につきましては、1件80万円以上を対象とする高額医療費共同事業交付金2,100万円の追加、1件30万円以上を対象とする保険財政共同安定化事業交付金4,400万円の追加、合わせて6,500万円の追加、いずれも療養給付費の増加によるものでございます。

他会計繰入金一般会計繰入金につきましては、財源不足分に伴います1,220万4,000円の追加、保険財政安定繰入金につきましては、税不足に対する保険税軽減分といたしまして9万6,000円の減。

それから、次の48ページでございますが、保険者支援分といたしまして28万7,000円の追加、財政安定化支援事業繰入金としまして49万7,000円の追加、合わせて1,289万2,000円の追加。

それから、繰越金につきましては、前年度繰越金1,139万3,000円を追加させていただくものでございます。

次に、歳出でございますが、保険給付費療養諸費といたしまして、一般被保険者療養給付費につきましては、受診件数等の増に伴いまして6,200万円の追加、退職被保険者等療養給付費につきましては、1件当たり負担額の減によりまして1,500万円の減、一般被保険者療養費につきましては、財源更正、療養諸費合わせて4,700万円の追加。高額療養費につきましても、受診件数との増によりまして、一般被保険者高額療養費2,100万円の追加でございます。

次の50ページでございますが、後期高齢者支援金につきましては、単価改正によりまして2,395万5,000円の追加、老人保健拠出金につきましては、制度廃止に伴いまして、前年度精算見込みの減によりまして、医療

費拠出金1,384万2,000円の減、事務費拠出金につきましては37万1,000円の減、合わせまして1,421万3,000円の減でございます。

介護納付金につきましては、1人当たり負担額の減によりまして507万3,000円の減、共同事業拠出金といたしまして、医療費の増加によりまして、1件80万円以上の医療費にかかる高額医療共同事業医療費拠出金2,182万2,000円の追加、1件30万円以上の医療費にかかります保険財政共同安定化事業拠出金2,562万7,000円の追加、合わせまして4,744万9,000円の追加でございます。

諸支出金償還金及び還付加算金につきましては、前年度実績に基づきます国庫負担金の精算に伴います返還金といたしまして償還金1,079万1,000円の追加をさせていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。
これより、議案第90号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第90号、平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決しました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第14議案第91号、平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監福田俊男君登壇〕

○住民福祉主監(福田俊男君)議案書の53ページをお開きいただきたいと思います、議案第91号、平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)をご説明させていただきます。

平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,700万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にご説明させていただきますので、56ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算につきましては、保険料見込みに伴います歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

まず、歳入でございますが、保険料後期高齢者医療保険料につきましては、平成20年度に特別対策として軽減措置が拡大されたことによります徴収方法の変更に伴いまして、特別徴収保険料161万5,000円の追加、普通徴収保険料現年分1,033万円の減、滞納繰越分19万7,000円の追加、合わせまして851万8,000円の減。

繰入金一般会計繰入金事務費繰入金1,000円の減、低所得者等の保険料軽減額の確定によります保険基金安定繰入金95万8,000円の追加、合わせまして96万7,000円の追加。繰越金につきましては、前年度繰越金52万1,000円の追加をしておりますが、この中でございます。

至るまで100万円を追加していきたくもりてございませう。

次に、歳出でございますが、総務費徴収費につきましては財源更正、広域連合納付金といたしまして、保険料納付見込みによります700万円の減額をさせていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。
これより、議案第91号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第91号、平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決しました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第15議案第92号、平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監西沢文博君登壇〕

○農林建設主監(西沢文博君)それでは、議案第92号、平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

議案書は58ページでございます。よろしく申し上げます。今回の第4号補正予算は、歳出の節更正をお願いするものでございまして、予算総額に増減はございません。

次ページの事項別明細書をご覧ください。歳出の中の維持管理費委託料におきまして、入札差額により200万円の減額、また、今年度分の消費税の中間申告に伴い納付額が増額となりましたので、公課費を200万円増額とするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。
これより、議案第92号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第92号、平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正

議案第93号の採決は、原案のとおり可決しました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君) 日程第16議案第93号、平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監福田俊男君登壇〕

○住民福祉主監(福田俊男君) 議案書の60ページをお開きいただきたいと思います。議案第93号、平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を、ご説明させていただきます。

平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるということで、今回の補正予算につきましては、給付費の見込みによります歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明させていただきますので、63ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、国庫支出金国庫負担金介護納付費負担金、150万円の追加、県支出金県負担金介護納付費負担金、150万円を減額するものでございます。

次に、64ページでございます。歳出でございますが、保険給付費介護サービス等諸費につきましては、給付費の見込みによります居宅介護サービス給付費2,000万円の追加、施設介護サービス給付費3,000万円の減、居宅介護サービス計画給付費960万円の追加、合わせまして40万円の減。介護予防サービス等諸費につきましても、利用者の増によりまして、介護予防住宅改修費40万円の追加をさせていただくものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます

○議長(竹中秀夫君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君) 討論なしと認めます。

これより、議案第93号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君) 全員賛成です。よって、議案第93号、平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決しました。

◎閉会の宣告

○議長(竹中秀夫君) 以上で、本日の日程は終了しましたから、会議を閉じます。

これをもって、平成21年第7回愛荘町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。